

# 傍聴要領

## 県南西部地域医療構想調整会議

会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

### 1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、県南西部地域医療構想調整会議の医療機関の経営に関する情報の報告事項は非公開とします。

### 2 傍聴の手続

- (1) 傍聴希望者は、開会前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入し、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。
- (2) 傍聴人数は5名（先着順）としますが、会議室の制約上、傍聴をお断りすることがありますので、御了解ください。

### 3 傍聴できない者

次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合
- (3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害する恐れがあると議長が認めた場合

### 4 傍聴する場合に守っていただきたいこと

傍聴者は、次のことをしてはいけません。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 飲食すること。
- (3) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。
- (5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと。
- (6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用すること。
- (7) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

### 5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

### 6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。